

保護者 様

令和6（2024）年度からの定期予防接種について（お知らせ）

令和6（2024）年4月1日から、定期予防接種で変更になる点があるため情報提供をさせていただきます。

本通知の内容は、厚生労働省が示した令和6（2024）年2月7日時点の資料の内容となるため、今後変更になる可能性があります。

1. 「五種混合ワクチン」の使用が開始されます

	令和6（2024）4月1日から
用いるワクチン	<u>五種混合ワクチン（四種混合+ヒブ）の使用を基本とする</u> ※当面の間は四種混合及びヒブワクチンも使用可能とする
対象者	生後2か月～7歳6か月未満（四種混合と同様）
接種間隔・回数	初回：20日以上の間隔をおいて3回接種（四種混合と同様） 追加：初回接種後6か月以上の間隔をおいて1回接種（四種混合と同様）
接種方法	皮下接種または筋肉内接種
交互接種について	原則は同一のワクチンで接種を行うこととされていますが、四種混合+ヒブワクチンで接種を開始した方が、五種混合ワクチンを接種する交互接種も可能となる見込みです。

2. 小児肺炎球菌ワクチンが、これまでの13価ワクチンから「15価ワクチン」に変更

	令和6（2024）4月1日から
用いるワクチン	<u>15価ワクチンの使用を基本とする</u> ※当面の間は13価ワクチンも使用可能とする
対象者	生後2か月～5歳未満（変更なし）
接種間隔・回数	初回：27日以上の間隔をおいて3回接種（変更なし） ただし、接種開始年齢によって接種回数が異なる 追加：初回接種後60日以上の間隔をおいて1回接種（変更なし）
接種方法	皮下接種または筋肉内接種
交互接種について	13価ワクチンで接種を開始した方が、15価ワクチンを接種する交互接種も可能となる見込みです。

裏面もご覧ください

3. 個別送付する際に同封する接種券・予診票について

	同封する接種券・予診票	別のワクチンを打つことになったら…
生後2か月頃のお子さん	五種混合ワクチンの接種券・予診票	
生後11か月頃のお子さん	四種混合ワクチンの接種券・予診票 とヒブワクチンの接種券・予診票	医療機関にある五種混合ワクチンの接種券と予診票を使って接種を受けてください

～接種するワクチンの種類については、かかりつけの医師にご確認・ご相談ください～

<お問合せ>

柏崎市子育て支援課家庭支援係

電話 20-4215